

各 位

会 社 名 株式会社 極 楽 湯
 代表者名 代表取締役社長 新川 隆 丈
 (J A S D A Q ・ 証 券 コー ド 2 3 4 0)
 問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理部長
 松 本 俊 二
 電 話 0 3 - 5 2 7 5 - 0 5 8 0 (代)

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、下記のとおり特別損失を計上することになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 資産除去債務会計基準の適用に伴う特別損失の計上

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)が、平成22年4月1日以後開始する事業年度から原則適用されることになったことに伴い、特別損失106,264千円を平成23年3月期第1四半期決算(連結・個別)に計上いたします。

2. 株式会社アースランドの破産申立て手続き開始の決定に伴う特別損失の計上

平成22年7月15日に公表しました「債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ」のとおり、株式会社アースランドに対する債権に係る貸倒引当金として特別損失38,400千円を平成23年3月期第1四半期決算(連結・個別)に計上いたします。

当社の株式会社アースランドに関する債権は平成22年3月末時点で87,544千円でありましたが、すでに貸倒引当金を49,144千円設定していたため、当第1四半期において、貸倒引当金未設定分38,400千円について全額を貸倒引当金として追加設定したことによるものであります。

3. 業績に及ぼす影響

上記1の特別損失による平成23年3月期の第2四半期累計期間及び通期業績への影響につきましては、当社が平成22年5月14日に公表いたしました「平成22年3月期決算短信」の連結業績予想及び個別業績予想に織り込み済みのため、業績予想の変更はありません。

上記2の特別損失の計上による業績への影響に関しましても、過年度の貸倒引当金に対する繰延税金資産については税効果会計上、回収の可能性を見込んでおりませんでした。今回の株式会社アースランドの破産申立て手続き開始の決定による、当該債権に対する貸倒引当金(87,544千円)に係る繰延税金資産及び法人税等調整額の計上を勘案した結果、連結業績予想及び個別業績予想の変更は必要ないものと考えております。

以上

(参考)平成23年3月期の連結業績予想(平成22年5月14日公表)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
第2四半期(累計)	4,848	0	50	193
通期	10,000	300	150	68